

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は豊かな社会づくりに貢献することを企業理念とし、「ものづくり」を基盤とした持続可能な高収益企業を目指しております。コーポレート・ガバナンスに関しましても、企業理念と目指す企業像に適した体制を整え運用することが重要と考えております。

コーポレート・ガバナンスの体制につきましては、当社の事業に精通した取締役と独立性を有する社外取締役から構成される取締役会が業務執行の決定及び監督を行い、監査権を有する監査役が取締役の職務執行を公正に監査する体制が当社に適しているとの判断から、監査役会設置会社としております。経営陣幹部・取締役及び執行役員指名・報酬につきましては、過半数が独立社外取締役で構成される任意の指名・報酬諮問委員会が取締役会の諮問に応じて取締役会に助言、提言する仕組みとしております。上記のほか特に重要な事項に関する検討に当たっては社外の深い見識を活かすため、社外取締役、監査役と代表取締役による「意見交換会」を設けております。

効率的な業務執行と責任の明確化のために執行役員制度を採用し、執行役員への権限委譲を進めております。業務の適正を確保するために、取締役、執行役員等で構成されるコンプライアンス委員会が「コンプライアンス行動規範」を作成し、教育活動などを通じてコンプライアンス遵守を確認しております。同様にリスク管理委員会がリスク発生要因を把握し、リスク顕在化の際の損失を最小限に抑える訓練を実施し、リスク管理体制を整備しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4. 議決権電子行使プラットフォームの利用】

株主総会における議決権の行使割合は80%程度で安定しているうえ、外国人による株式保有割合は5%程度と高くないので、これまで議決権電子行使プラットフォームの活用は検討してきませんでした。ただし、今後はプライム市場での上場を希望していることから、外国人による株式保有割合が高まることが予想されるので、議決権電子行使プラットフォームの利用を検討してまいります。

【補充原則3-1-3. TCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実】

グローバルでのCO2排出量については、Scope1とScope2を2021年9月発行のCSR報告書で開示しました。現在はScope3を算定中であり、グローバルサプライチェーンでのCO2排出量を2022年度中に算定する計画です。排出量を算定するとともに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた目標を設定します。目標設定後、シミュレーションにより実行可能な計画を策定します。計画の実行には組織的な対応が必要との認識をグループ全体で共有しており、Scope3算定後は速やかにCO2排出量の削減に向けた取り組みを実施できるものと想定しています。

【補充原則4-11-1. 取締役会全体としての能力、多様性の考え方】

当社の取締役会は開発、生産、販売、管理など当社の事業に精通した取締役5名と、独立性を有する社外取締役4名から構成されております。経営環境の変化に適切に対応するため、社外取締役は多様な分野から選任しております。現在、当社は女性取締役、外国人取締役を選任していませんが、女性監査役を1名選任しております。女性管理職や国際的な視野をもつ人材の育成を進めており、将来的にその登用について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. 政策保有株式】

(1) 当社の事業の推進には様々な産業分野における協力関係が不可欠と考えております。このため、当社は中長期的な視点から業務の円滑な推進を図るために、いわゆる政策保有株式を保有しております。

(2) 保有株式については、当社事業の発展に資すると判断する限り継続保有しますが、定性的評価に加え、各銘柄の株価騰落率と東証株価指数の騰落率との比較、配当利回りなどの定量的評価に基づき取締役会において各銘柄の保有を判断しております。保有の合理性が認められないと判断される銘柄については、縮減を図ります。

(3) 議決権の行使に当たりましては、株主総会議案を個別に精査し、当社及び投資先企業の発展に寄与するかを検討のうえ、適切に賛否の判断を行っております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社と取締役による取引については、法令及び社内規程等に基づき取締役会に報告され、その妥当性の検証を経て承認決議しております。また、当社と監査役その他の関連当事者との間の取引につきましても、法令に従い、取引の重要性や性質に応じて適切に開示します。

【原則2-4-1. 中核人材の登用等における多様性の確保における測定可能な目標】

【多様性確保についての考え方】

当社は、人的資本経営へのアプローチとして、人材を「資本」として捉え、その価値を最大限に引き出すことにより、中長期的な企業価値向上に繋げ、経営戦略とビジネスモデルに合致した人材戦略の構築を進めています。

女性、外国人、様々なキャリアを持つ中途採用者等、新卒に限らず通年での採用を行い、多様な人材が活躍できる環境整備に取り組んでいます。2021年7月にはダイバーシティ推進室を設置し、推進体制を整えると共に、健康経営、社員エンゲージメントの向上を掲げ、改革と教育の両輪で

、今後も多様化促進に注力してまいります。

・女性活躍推進

当社の女性管理職比率は4.0%と、輸送用機器製造業平均の1.9%を上回っておりますが、引き続き現状より増加させることを目標にしています。また女性総合職比率は、2015年度の5.1%を2025年度末には11%とする目標を掲げ、女性社員の採用、職群転換、教育を推進しており、現状では9.4%となっております。2018年にはえるぼし最高位3を取得後、以後認定を継続しております。

・外国人の管理職への登用

現在は国内で1名ですが、優秀な社員の登用を進め、現状より増加させることを目標としております。

・中途採用者の活躍

当社の中途採用者は約3割、管理職の中途採用者比率も約3割となっております。現在、新卒・中途の通年採用を行なっている中、今後も専門人材を補充し、3割程度を中途採用者としていく予定です。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

企業年金の運用が従業員の資産形成だけでなく当社の財務にも影響を与えることもあることを踏まえ、企業年金基金には資産運用に必要な経験をもった人材を配置し資産運用委員会を組織し、アセットオーナーとしての機能発揮のため運用機関を総合的に評価しております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1)当社は豊かな社会づくりに貢献することを企業理念としております。経営方針及び行動指針を定め、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

<https://www.mikuni.co.jp/corporate/philosophy/>

中長期的に目指す姿を決算説明会資料で開示しております。資料をホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

https://www.mikuni.co.jp/ir/library/financial_highlight/

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「1. 1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。取締役会においてコーポレート・ガバナンスの状況等を定期的に点検することを基本方針としております。

(3)取締役の報酬限度額は株主総会にて決議いただいております。経営陣幹部・取締役及び執行役員報酬につきましては、取締役会が指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、同委員会の助言、提言を踏まえ、総合的に判断する仕組みとしております。

(4)取締役候補者につきましては、開発、生産、販売、管理など当社の事業に精通した候補者を指名しております。監査役候補者につきましては、取締役の職務執行を公正に監査するのに十分な見識、経験をもった候補者を指名しております。執行役員につきましては、当社の規程に定める決裁権限を委譲するのに十分な素養、能力などをもった候補者を指名しております。上記の指名に当たっては、取締役会が指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、同委員会の助言、提言を踏まえ、総合的に判断する仕組みとしております。

(5)経営陣幹部の解任については、当該経営陣幹部の職務執行に不正または法令、定款に反する行為が認められる場合には、当社の指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、その答申を受けて取締役会において審議します。

【補充原則3-1-2. 英語での情報開示】

外国人による株式保有割合は5%程度と高くはないことから、有価証券報告書の英文での開示は行っておりませんが、四半期決算のたびに開示している説明資料、決算ハイライトについては適宜英訳し、開示しております。また、2021年にはCSR報告書の英語版を発行するなど、定量的な情報に限らず、定性的な情報についても英語で積極的に情報開示しております。

【補充原則3-1-3. 人的資本や知的財産への投資等】

2020年からCSR報告書を発行し、自社のサステナビリティについての取組みを開示しております。同報告書において「従業員とともに」という章を設け、健康経営への取り組み、ダイバーシティへの取り組み、仕事と家庭の両立支援等について説明しております。知的財産については、専門の知財グループを設置し適切に管理するとともに、開発担当、営業担当等の部署と定期的に意見交換しながら、将来の利益の源泉となるアイデア、技術等を埋もれさせない活動を続けています。

【補充原則4-1-1. 経営陣への委任の範囲の概要】

規程により決裁権限基準を定め、執行役員など経営陣に対する委任の範囲を明確にしております。業務執行に関する重要な方針及び計画の決裁は、取締役の権限に属するものを除いて、執行役員会等に委譲しております。

【補充原則4-2-2. 自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定】

当グループでは2020年からCSR報告書を発行しており、報告書のなかで環境、社会とのかかわり、ガバナンスを説明し、サステナビリティを巡る取り組みを紹介しております。基本的な方針については当初より「私たちは地球の視野にたち、人と技術を活かし豊かな社会づくりに貢献します」という企業理念に忠実に活動することを挙げており、この姿勢は変わっておりません。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の独立性判断については、会社法における社外役員の資格要件並びに東京証券取引所の独立性基準に基づいて判断しております。

【補充原則4-10-1. 独立した委員会の設置】

経営陣幹部・取締役及び執行役員指名・報酬につきましては、任意の指名・報酬諮問委員会が取締役会の諮問に応じて取締役会に助言、提言する仕組みとしております。同委員会は過半数が独立社外取締役で構成されており、独立性が確保されております。

【補充原則4-11-1. 取締役の有するスキル等の組み合わせ】

取締役の選任に当たっては、当社の中長期のビジョンを理解し、計画を推進するだけの知見を備えた候補者を株主総会に諮っております。当社の中長期のビジョンを産業、技術、社会、経営などの複数の観点から評価、理解するだけの経験を有しているか等をマトリックスで把握しております。そのうえで、取り組むべき重要な課題に向けては、専門性を有する社外取締役候補を選任するなどして、取締役の有するスキルを適切に組み合わせしております。

【補充原則4-11-2. 取締役、監査役の兼任状況】

取締役候補者、監査役候補者の選任に当たっては、兼任状況など各候補者がその役割を適切に遂行できる状況にあることを確認しております。他の上場会社の役員を兼任する場合は、その兼任状況を株主総会招集通知、有価証券報告書に記載しております。

【補充原則4-11-3. 取締役会の実効性の評価、結果の開示】

2020年度に取締役会は11回開催され、上程された各決議事項、報告事項について時宜を得た議論がなされました。2021年4月の取締役会において取締役会の構成、役割、運営等について具体的な意見交換をし、取締役会全体が実効性を確保できていることを確認しております。

【補充原則4-14-2. 取締役、監査役のトレーニング方針】

新任の社外取締役及び社外監査役に対しては、当社の企業理念や事業内容等について説明を行っております。また、取締役、監査役の役割を遂行するうえで有益と思われるテーマについては、外部のセミナーに出席するほか、外部から専門家を招いた研修の場を設けるなどトレーニングを行っております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は中長期的な成長には株主の理解が不可欠と考え、株主、投資家に正確な情報を公平に提供することで信頼関係を構築していく方針であります。コーポレート本部内の経営企画室にIR機能を設け、株主、投資家との面談に対応するほか、決算説明会を開催するなど情報開示の充実に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,837,800	8.34
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,906,411	5.60
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,785,800	5.25
風の会持株会	1,705,200	5.01
株式会社りそな銀行	1,678,000	4.93
株式会社横浜銀行	1,678,000	4.93
株式会社三菱UFJ銀行	1,138,040	3.35
ミクニ総業株式会社	1,016,000	2.99
生田 允紀 信託口	1,010,000	2.97
スズキ株式会社	1,007,365	2.96

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

「大株主の状況」につきましては、2021年9月30日現在の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高島 正之	他の会社の出身者											
鈴木 孝男	他の会社の出身者											
山田 秀雄	弁護士											
椎名 茂	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高島 正之		高島正之氏は、平成17年6月まで当社の取引先である三菱商事株式会社の業務執行者でありましたが、取引の規模が僅少であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	主要な取引先や大株主企業の出身者等でない独立性を有する社外取締役であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。また、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただいておりますため。
鈴木 孝男		鈴木孝男氏は、平成28年3月まで当社の取引先である三菱ふそうトラック・バス株式会社の業務執行者でありましたが、取引の規模が僅少であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	主要な取引先や大株主企業の出身者等でない独立性を有する社外取締役であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。また、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただいておりますため。
山田 秀雄		該当事項はありません。	弁護士であり、法律の専門家として、その知見や経験を当社の経営に反映していただいておりますため。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
椎名 茂		該当事項はありません。	主要な取引先や大株主企業の出身者等でない独立性を有する社外取締役であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。また、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただいておりますため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社は社外取締役3名、社内取締役2名で構成される指名・報酬諮問委員会を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の各監査役と会計監査人とは、国内・海外を問わず連結子会社に対する監査についても定期的に協議するなどの連携体制をとっています。当社の内部監査部門は、監査役会への報告及び各監査役との意見交換を行うなどの連携をとっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
下山 秀弥	他の会社の出身者													
宮島 司	学者													
山内 純子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
下山 秀弥		下山秀弥氏は、平成23年4月まで当社の取引金融機関である株式会社横浜銀行の業務執行者でありました。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役として、それらの知識・経験を当社の監査に反映していただいておりますため。
宮島 司		該当事項はありません。	法律の専門家として、その知見や経験等を有しており、社外監査役として、それらの知識・経験を当社の監査に反映していただいておりますため。
山内 純子		該当事項はありません。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役として、それらの知識・経験を当社の監査に反映していただいておりますため。

【独立役員関係】

独立役員の数	7名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役(社外取締役を除く)及び当社と委任契約を締結している執行役員を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、株式報酬制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、取締役に支払った報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は株主総会にて決議いただいております。経営陣幹部・取締役の報酬につきましては、取締役会が指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、同委員会の助言、提言を踏まえ、総合的に判断する仕組みとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役をサポートする機能として事務局を設け、適宜社内の情報を提供するなどし、取締役会及び監査役会において社外取締役、社外監査役が意見を述べる環境を整えております。社外監査役は、原則月1回以上行われる取締役会に出席するほか、監査役会において執行役員会等の重要な会議の内容や取締役の業務執行状況について報告を受ける体制をとっています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

制度はありますが、現在は対象者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【社外取締役に関する事項】

社外の深い見識を経営に反映させるため、当社の取締役9名のうち4名が社外取締役となっております。社外取締役の選任に当たっては、経営者としての経験、法律の専門家としての資質を具えていることなどを重視しております。特に重要な事項に関する検討に当たっては、社外取締役、監査役と代表取締役による「意見交換会」を設けております。

【監査役の機能強化に向けた取組状況】

監査役は、取締役会、執行役員会、その他重要な会議等に出席し、取締役の業務執行の適法性、内部統制の整備及び運用状況等の監査を行っております。代表取締役、社外取締役との「意見交換会」、内部監査部門との「情報連絡会」に加え、必要に応じて会計監査人と面談を行うなど、監査機能の充実に取り組んでおります。監査役の機能を強化するため、内部監査部門及び関係部門に監査役の職務を補助する補助使用人を複数指名できる体制としております。

【取締役、監査役及び執行役員等の指名に関する方針】

取締役候補者につきましては、開発、生産、販売、管理など当社の事業に精通した候補者を指名しております。監査役候補者につきましては、取締役の職務執行を公正に監査するのに十分な見識、経験を具えた候補者を指名しております。執行役員につきましては、当社の規程に定める決裁権限を委譲するのに十分な素養、能力などを具えた候補者を指名しております。上記の指名に当たっては、取締役会が指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、同委員会の助言、提言を踏まえ、総合的に判断する仕組みとしております。

【会社の機関の基本説明】

(1) 取締役会

当社の取締役会は、当社の業務に精通した取締役5名と独立性を有する社外取締役4名によって構成され、原則月1回開催されるほか、必要に応じて臨時にも開催されております。取締役会は業務執行の決定及び監督を行い、中長期的な視点から経営環境の変化に適切に対応しております。

(2) 執行役員制度

当社は効率的な業務執行と責任の明確化のために執行役員制度を採用し、執行役員への権限委譲を進めております。執行役員会は代表取締役社長を含め15名で構成され、原則月1回開催されるほか、必要に応じて臨時にも開催されております。

(3) 監査役

当社の監査役4名(うち社外監査役3名)は、社内の独立した機関として取締役会、執行役員会、その他重要な会議等に出席し、取締役の業務執行の適法性や内部統制の整備及び運用状況等の監査を行うとともに会計監査人との連携を図っています。また、代表取締役との意見交換、情報交換の場として、「意見交換会」を定期的で開催するなど監査機能の向上を図っています。

(4) 内部監査

当社の内部監査部門である内部監査室は、内部統制及び業務監査を中心にグループ会社を含めた内部監査を継続的に実施し、その結果を監査役会に報告、各監査役と意見交換を行っております。内部統制システムの実効性を確保するため、内部監査室は監査役会、会計監査人と密接に連携する体制を築いております。

(5) 会計監査人

令和3年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名：業務執行社員 渡邊 均 業務執行社員 千葉 茂寛

所属する監査法人名：監査法人日本橋事務所

会計監査業務に係る補助者の構成：公認会計士7名、会計士試験合格者等2名、その他2名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート・ガバナンスの体制につきましては、当社の事業に精通した取締役と独立性を有する社外取締役から構成される取締役会が業務執行の決定及び監督を行い、監査権を有する監査役が取締役の職務執行を公正に監査する体制が当社に適しているとの判断から、監査役会設置会社としております。経営陣幹部・取締役及び執行役員等の指名・報酬につきましては、過半数が独立社外取締役で構成される任意の指名・報酬諮問委員会が取締役会の諮問に応じて取締役会に助言、提言する仕組みとしております。上記のほか特に重要な事項に関する検討に当たっては社外の深い見識を活かすため、社外取締役、監査役と代表取締役による「意見交換会」を設けております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	法定による発送日より早期発送しております。令和3年定時株主総会の開催日は令和3年6月29日であり、招集通知は6月8日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	令和3年定時株主総会は、令和3年6月29日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	電子投票制度を採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知(要約)を自社ホームページ及び東京証券取引所ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページに「ディスクロージャーポリシー」を掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎にアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページに決算短信、有価証券報告書、四半期報告書のほか適時開示資料、決算説明資料、株主通信、株式の状況などを掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室にIR機能を設け、株主・投資家に正確な情報を公平に提供する体制としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念に基づいてコンプライアンスマニュアルを作成し、ステークホルダーに対する考え方を示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ホームページに「ミクニCSR報告書」(日本語版及び英語版)を掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	コンプライアンスマニュアルの「コンプライアンス行動宣言」において、ステークホルダーに対する情報開示の方針を示しております。
その他	ホームページに「個人情報の保護に関する方針」を明記しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、以下のとおり決議しています。

- 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 当社の取締役は、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動し、社会的に公正且つ適法な事業活動を実践し、その経営に当たる。
 - 当社の取締役は、この実践のため、「経営方針」「行動指針」及び取締役会で承認した「コンプライアンス行動規範」に従い、当社のみならずグループ全体における法令及び企業倫理を自ら率先して遵守する。
 - 当社の取締役会における重要な経営の意思決定に際しては、可能な限りの合理的な情報収集・調査・検討を行い、十分な議論を尽くしたうえで合理的な判断のもと意思決定を行うものとする。
- 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役は、取締役会・執行役員会等、重要な意思決定に係る議事、決裁及びその他重要な書類等については法令の定めにもとづき、文書管理規程等の社内規程に基づき、情報の適正な保存及び管理を行うものとする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の取締役は、企業を取り巻くリスクに対処すべく、リスク管理体制の実践的な構築を行うものとする。
- (2) 当社の取締役・執行役員で構成される「リスク管理委員会」は、各種規程類やマニュアル等の整備を行い、取締役会の承認のもと、リスク管理体制を推進する。各本部・事業部・カンパニーの個別のリスクに対しては、各種規程類やマニュアル等に従い各本部・事業部・カンパニーが管理を行うものとする。
- (3) 上記の他、海外危機、災害対策、情報セキュリティ、安全衛生に係るリスクに対しては個別の小委員会を設置し、各小委員会で詳細な管理を行うものとする。なお、会社に重大な影響を与える危機の発生に際しては危機管理規程に基づき行動する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の取締役は、原則月1回以上開催するものとし、経営上の意思決定・監督機能を基本的役割として、経営環境の変化に対し、可能な限りの合理的な情報収集・調査・検討を行い、十分な議論を尽くしたうえで合理的な判断のもと迅速且つ的確に対応すべく意思決定を行うものとする。
- (2) 当社は執行役員制度を採用し、執行役員への権限委譲により、迅速な業務執行を行うものとする。
- (3) 当社の執行役員会は、定期的に、事業計画に従って各本部・事業部・カンパニー毎の業務の執行について、進捗状況の確認及び意思決定を行うものとする。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「経営方針」「行動指針」「コンプライアンス行動規範」及び取締役・執行役員を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて整備した各種規程類、行動規範、マニュアル等の実践的運用と徹底を研修会等を通して、継続的に行うものとする。
- (2) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合されているか及び上記の施策が適切に運営されているかを各種モニタリング及び内部監査を通して監視を行うものとする。
- (3) 法令遵守に関する疑義のある行為等について、当社の使用人が直接通報を行う手段を確保するものとして、社外の弁護士に通報できる内部通報システム(ミクニヘルプライン)を設置・運営し、不祥事を未然に防止するように努める。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。

6. 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 当社が定めるグループ会社管理規程及びグループ会社報告要領において、子会社の月次業績報告、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。
- (2) 当社は、当社及び子会社の取締役等が出席する会議を定期的に開催し、子会社に対し当該会議における報告を義務づける。
- (3) 当社は、子会社を管轄する地域統括及び子会社の担当役員を定め子会社において重要な事象が発生した場合には、適宜当社への報告を義務づける。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、グループ全体のリスク管理について定める危機管理規程を策定し、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- (2) 当社は、子会社のリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議する。
- (3) 当社は、不測の事態や危機の発生時に危機管理規程に基づき危機管理対策本部を設置し、子会社の事業の継続を図るため、応急対応策を策定し、子会社との連携を図る。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の独立性を尊重しつつ企業単位の事業計画の立案、遂行及びその他意思決定の権限を一部委譲し、職務の執行を効率的に行う体制を構築させる。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「経営方針」「行動指針」及び各種規程類、行動規範、マニュアル等の実践的運用と徹底を継続的に行うものとする。
- (2) 子会社においては、各子会社に規模や業態等及び所在国法令に基づき適正数の監査役を配置する。
- (3) 当社は、各子会社に対し、「内部統制体制の構築と運営」を役割と定め、その支援を行うとともに、当社の内部監査部門は、内部監査規程、内部統制監査規程、グループ会社管理規程に基づき、定期あるいは臨時に子会社に対する内部監査を実施する。

ホ. その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及び子会社の企業集団としての業務の適正と効率性を確保するためのグループ会社管理規程に基づき、定期的に、子会社各社の業務の効率性の確認を行うとともに、コンプライアンス及びリスク管理についてグループ全体で取り組み、業務の適正の確保をする。
- (2) 当社の取締役・執行役員は、当社及び子会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。
- (3) その他、当社及び子会社の業務の適正を確保するために、「経営トップ診断」「グローバル経営会議」等を実施し、今後も充実をさせていくものとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助する補助使用人の配置を求めた場合には、適正な人選を行い、監査役の同意のうえ、指名する。なお、補助使用人が他部署の使用人を兼務することは妨げない。また、補助使用人が所属する部署(補助使用人が複数の場合はその内の一部署)内に事務局を置く。
- (2) 補助使用人として指名された者は、監査役の指示に従いその職務を行うものとする。
- (3) 監査役は、その職務を補助使用人に補助させる場合のほか、内部監査部門並びに関係部署に対しても、その職務の補助及び連携を求めることができるものとする。

8. 前号の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助する補助使用人の人事異動等については監査役会の同意に基づくものとする。
- (2) 当社の監査役がその職務を補助する補助使用人は、監査役からの指示があった場合、毎月開催される監査役会に出席することとし、補助使用人としての職務の遂行は監査役の指揮命令に従うこととする。
- (3) 当社の監査役がその職務を補助する補助使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る職務を優先するものとする。

9. 当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役に対し、法定事項を報告するのみならず、代表取締役と監査役会が適宜協議し合意した報告事項についても、継続的に報告するものとする。
- (2) 内部監査部門の監査結果については、監査役に報告をする。

ロ. 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた当社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- (1) 子会社の取締役等及び使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- (2) 子会社の取締役等及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行う。
- (3) 当社内部監査部門及び子会社の監査役等は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った子会社の取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を子会社の取締役等及び使用人に周知する。

11. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び社外取締役との情報・意見交換の場として、「意見交換会」を定期的に開催し、監査機能の向上を図るものとする。

(注) 1. 経営トップ診断: 代表取締役以下の経営層が、当グループの各拠点において経営の効率性だけでなく品質をはじめとした現場の体制や取組みなどを確認・診断し、改善に結びつける経営層のモニタリング体制

2. グローバル経営会議: グループ会社の経営を管理・監督するための手段の一つとしての会議体

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力排除に向けた基本的考え方を定め、その取組みを行っています。

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社は、反社会的勢力を社会から排除するという社会的責任を果たすため、またコンプライアンスの観点から、反社会的勢力との取引関係を遮断することを基本方針としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、コンプライアンスマニュアルにおいて反社会的勢力に対する行動指針を示すとともに、役職員に対して、反社会的勢力に対する対応を含めたコンプライアンスに関する啓発・研修活動を定期的に行っております。さらに、社団法人警視庁管内特殊暴力対策連合会や顧問弁護士等の外部機関と連携をとり、情報収集や教育訓練に関する助言・指導を受け、社内体制の整備に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

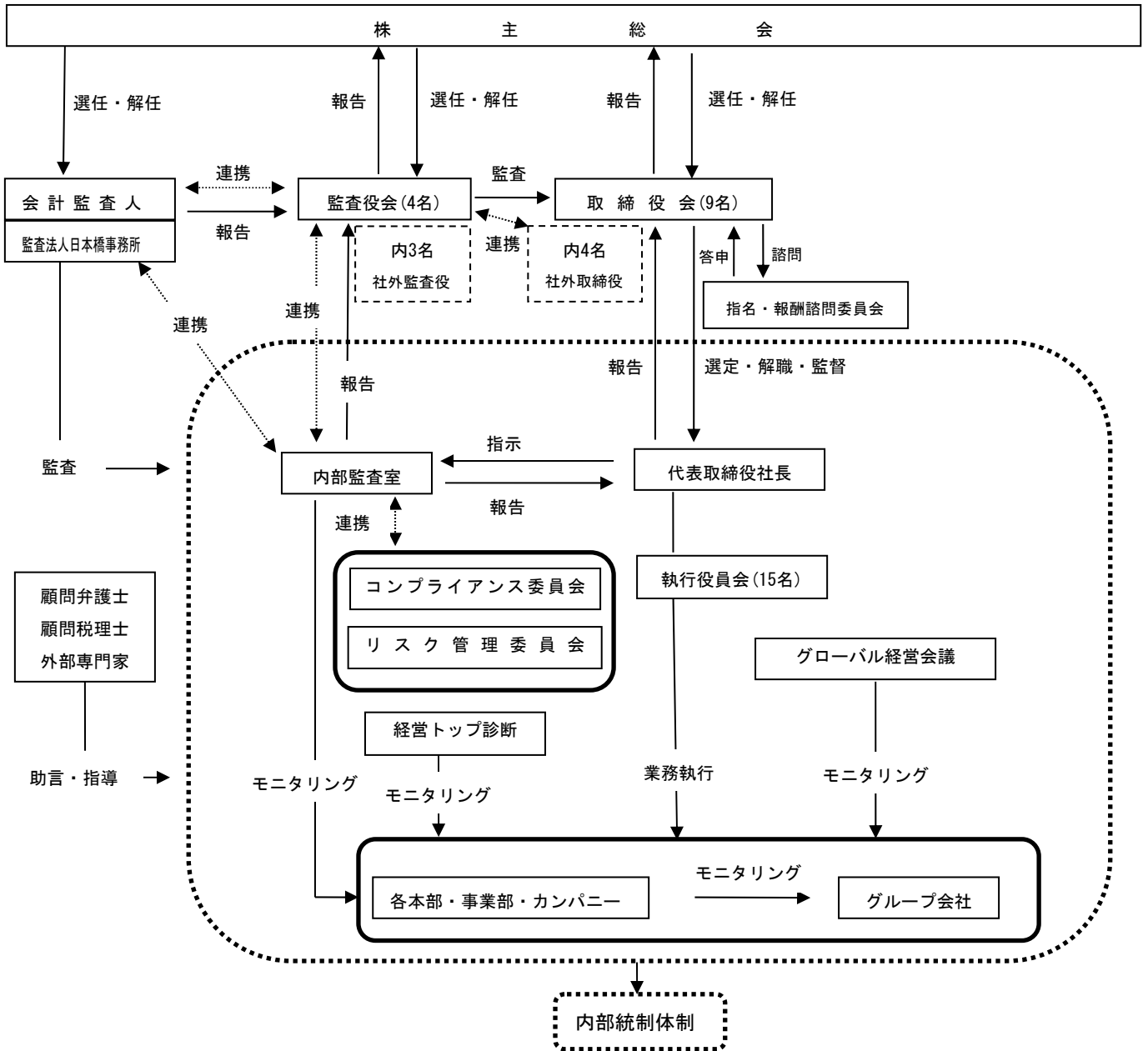
【適時開示に関する基本方針】

当社は中長期的な成長には株主、投資家の理解が不可欠と考え、株主、投資家に正確な情報を公平に提供することで信頼関係を構築していくことを基本方針としております。

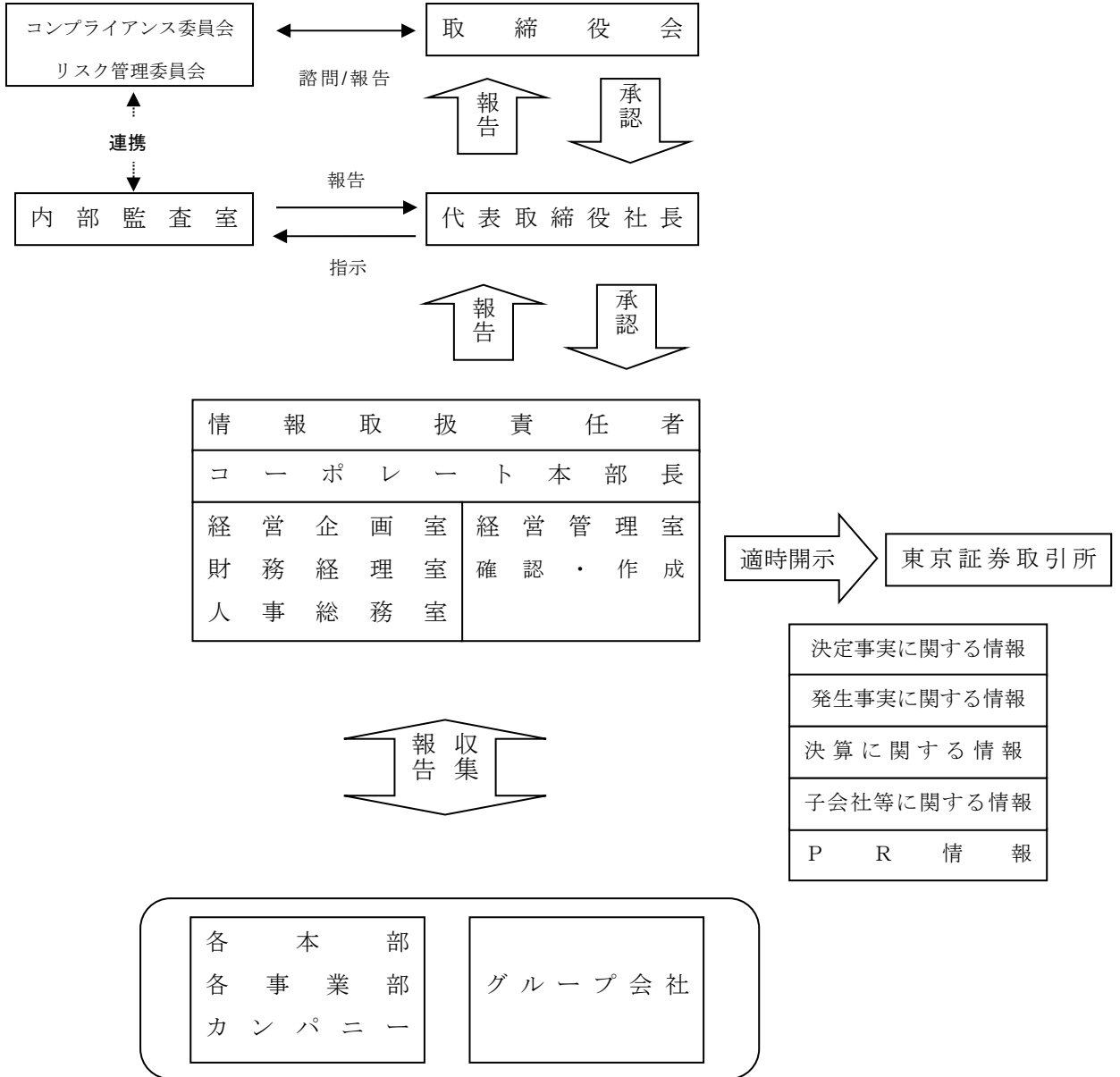
【適時開示体制の概要】

当社は、適時開示に関する業務をコーポレート本部内の経営企画室にて行っています。経営企画室は発生事実、決定事実、決算に関する事実及び子会社におけるこれらの事実に関する情報を各本部、事業部、カンパニー及びグループ会社等から収集し、東京証券取引所の定める情報開示に関する規則、規程及び関係法令に従い開示しております。また、任意開示事項につきましても、株主、投資家が重要視するであろう情報につきましては適切な方法によって開示しております。

【コーポレート・ガバナンス体制、内部統制体制 概念図】



適時開示体制の概要



以上